

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第9、議案第3号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第3号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当から説明いたします。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） これは、一番最後のページの表の中で、計算方法を変えていくということで、わかりやすくはなっていますけれども、今の課長のお話で、国民健康保険のこの保険料がこれから一旦下がるというふうにお話を聞いたんですけれども、そのあと、この医療分が3方式になって、資産割がなくなるということが、その分が結局なくなった分がこの所得割、平等割、均等割、いずれかにかかってくるということになりますけれども、そうすると、もちろん人によると思いますけれども、一般的には保険料は上がっていくというようにはならないですか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） ただいまその資産割の関係で、なくすことによって税が上がらないのかというようなご質問があったわけですが、今回当初より予算を編成する段階で納付金が当初予定していたより安くなっていたものですから、その分余った財源を基金に積み立てをしようかなということもちょっと考えたりしました。

ですけれども、基金を積むのであれば、保険税を安くしてねというのが町民の希望ではないのかなということでございまして、実際、資産割でみますとだいたい2000万円ほどになるんですが、その分については、今回30年度の予算編成をする時に余剰財源というか、納付金が安く済んだものですから、その分のお金を充てることができた関係で、資産割を除いた所得割、均等割、平等割ですね。こちらの分で30年度示された納付金に見合う税率に置き換えたということでございます。

じゃあ、31年度以降どうなるのかということで、また前期高齢者納付金等の精算の関係で、

2年遅れでくるものですから、それが、戻ってくるのか、逆に払わなければならないのか。払うということになりますと、納付金が30年度より上がる可能性があります。

それで、もしそうなった場合には、先ほどの基金残高が約8000万円ほどありますので、そこを充当しながらやっていくと・・・、ですから、我われとすると、資産割をなくしたことによって、町民の皆さんに与える影響というのをできるだけ最小限に留めようというのが今回税率改正の一つの目的でもございますので、そういうことをご理解いただければと思います。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） 私は、松崎町国民健康保険運営協議会の委員ですけれども、懇談の時間でちょっといろいろ質問というんですか、しましたけれども、全体的には賛成という立場でしたんですけれども、ここで・・・、本会議ですから、また・・・、考え方ですよ。反対とか、賛成じゃなくて・・・、日本の租税法律主義、新たな税源をやる場合は、法律の・・・、町でいくと条例で定めなければならない。これが一番・・・、いわゆる応益、応能・・・、いわゆる資産割、所得割それから平等割、均等割、その中で資産割を外すという・・・、今までこれが、確か昭和36年頃でしたか、国民健康保険税ができたのは・・・、だと思いうんですけれども、記憶が違ったらば、ごめんなさいですけれども、それから資産割が出たと思いうんです。税源を広く求めるということで・・・。

それを、今回県の方針だから、資産割を外して、所得割、平等割、均等割ということになったんですよ。

そういった場合に、現状をみますと、松崎町の将来の年表を私は論ずるわけじゃないですけれども、松崎町が約7000人を切った、高齢化率が44パーセント、やがて45パーセントというような時代の中で、加入者が約1500世帯ですか、松崎町約3000世帯の中で国民健康保険会計・・・、これが国民健康保険が会社を辞めれば、社会保険から厚生年金から外れると最後の受け皿が国民健康保険に入らなければならない。

そういった場合は、人口が減る、仕事も・・・、経済的に従業者も非常に経済が疲弊している、松崎商店街等々を見ますと。そうすると、所得割がだんだん下がってくる、かたや会社を定年すれば年金生活になってくる、その分をどこで財源補てんをするかとなると、当然平等割、均等割を上げてこななければならない。

そういった場合に、住みやすいまちづくりということになりますと、分母の多い、人口の多い都市部、この辺でいくとだいたい田方、三島に流れていくんじゃないだろうか、そういった場合に、松崎町が負のスパイラルに入っていきますと、町長が宣言しています満足度の高いま

ちづくり、これはもちろんそれはそれでいいんです。

ただども、やっぱり住み慣れた町を誰でも離れたくない、しかし、日常の年金生活で国保を取られていく、しかもこれが、国民年金の人たちは給料天引きでしょう、介護保険とか、住民税・・・、そうなってくると手取りが少なくなってくる。

元の会社員だったり・・・、ましてやいま独居世帯が約650世帯ですか、松崎町はだいたい5人のうち1軒が独居高齢者世帯・・・、こういったことになって・・・、何とか行政として温かい考え方はないでしょうかということです。

私が言いたいのは、他町村との格差をつけてもらいたくない・・・、県の方針ならこれは4方式から3方式は仕方ないでしょうけれども、その辺の松崎町の未来的な年表じゃないですけども、その辺の将来的・・・、いま・・・、25ページの・・・、説明資料の25ページを見ますと均等割が下がっていますね。2万1800円から2万400円、平等割が2万3000円から1万4800円、あたかも下がっているようですけども、これはいずれ財源が尽きてくる。そうすると、値上げに転じてくる。何年先かわかりません。

その辺の町としての取り組み方を教えていただけませんか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） いろいろとご意見を賜りまして、ありがとうございます。

医療については、大変大切な問題であるとともにシビアな問題なのかなと思います。

医療費につきましては、2015年で42～43兆円ですか、日本全国で。10年前から比べると1.3倍になっていると・・・、また、2025年、10年後になると、これが42～43兆円から60何兆円ともう医療費がどんどん、どんどん伸びていくと、かたや人口が減っていくと・・・、いま福本議員が言われるように、すごく我われ町民としても心配、懸念されるわけでございます。

ただ、そうした中でも、やはり医療費、国民健康保険というのは本当に最低限の医療費の確保ということで、大事なわけですね。できるだけ我われとしても保険税は上げたくないということ考えておりますけれども、どうしても医療費が膨らんでいくということを考えると、将来的にはやっぱり多少は上げていかないと財政運営が成り立たないのかなと思います。

それと、あと、市町格差の問題もいろいろ出ているわけでございますけれども、市町によっていろいろ高齢化があるところですか、いろいろ少子化があるところですか、いろんな問題を抱えているわけでございますけれども、今回30年度からの制度改正によって、全国各都道府県ごとにもう保険者がまとまって一緒にやっていくよということになってきました。

ですから、当静岡県におきましても静岡県国民健康保険の運営方針というのを定めて、時期は未定ですけども、今回のこの賦課方式についても3・3・2方式でやっていきたいと思いますよ

と・・・、医療費の具合を見ながら、それぞれの市町の所得の状況ですとか、医療水準ですとか、そういったものを勘案しながらそれ相応の納付金を納めてくださいねと、そういう方向でやっていくわけですので、当面はちょっとその運営方針に則った形で我われの方も動いていくということでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（渡辺文彦君） 伴議員と福本議員にも関連している質問ですけれども、この25ページの資料の下の3番目のところで、医療分4万円を引き上げて54万円から58万円にするということが書かれ、その下側に軽減判定のことで、低所得者層に対しての軽減率が出ているわけですが、こうやって比べてみると、軽減されている方はおそらく徐々に増えているんじゃないかと思います。一方、軽減されない対象者も減ってはいるんだと思うんですね。

そうすると、その軽減されない方々の医療費は4万円の増なんだけれども、将来的にこれはもっともっとうんと上がっていくんじゃないかという懸念を感じるわけですが、その辺の見通しについてちょっとお伺いしたいんですけれども・・・。

○健康福祉課長（新田徳彦君） この辺の・・・、今回法定賦課限度額の改正ということで、今回は医療分だけ4万円の引き上げになりまして、後期支援分と支援金分と介護納付金分については据え置きという形になりました。

この辺はなぜ医療分だけなのかなということでもちょっと調べてみましたら、国の方では、要するに、その限度額の超過世帯の割合ですね。これが、医療分が2.69パーセント、後期分が2.05パーセント、介護分が2.35パーセントということで、医療分だけが世帯の割合が突出していると・・・、これを2.4パーセント以内に収めるために、その医療分だけを、医療分の賦課限度額だけを4万円上げた・・・、これを上げることによって、医療分も後期支援分も介護分も限度額超過世帯の割合が2.4パーセント以内に収まるというバランス、割合をとったために今回医療分だけの引き上げになったということでございます。

○3番（渡辺文彦君） この医療分4万円が引き上げになった場合、この町で対象になる方はどのくらいおられますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今回の限度額の改正で見込まれる影響額というのは、8世帯の29万円ほどの増となります。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---